

『訪問看護ステーションちやいむ』運営規程

第1条 〔事業の目的〕

医療法人明芳会が設立する指定訪問看護ステーションちやいむ（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態もしくは要支援状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

第2条 〔運営の方針〕

- 1 指定訪問看護を提供するステーションの看護師等は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指す。
- 2 指定介護予防訪問看護を提供するステーションの看護師等は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるようその療養生活を支援するとともに、利用者の心身に機能の維持回復を図り、もっている利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 〔事業所の名称等〕

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 訪問看護ステーション ちやいむ
所在地 岡山市南区築港栄町2番25号

第4条 〔職員の職種員数、及び職務内容〕

- 1 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師1名

管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申し込みに関わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 看護師等 看護師 1名（管理者と兼務）

看護師・准看護師 4名以上

理学療法士・言語聴覚士 各1名以上

看護師等は、（介護予防）訪問看護計画書及び（介護予防）訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護または指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

(3) 事務職員 1名

必要な事務を行う。

2 業務の状況に応じて、従業員は増減する。

第5条 [営業日及び営業時間]

1 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 通常月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までと8月15日を除く。

(2) 営業時間 平日は午前9時から午後5時までとする。

土曜日は午前9時から12時までとする。

ただし、12月30日は、午前9時から12時までとする。

(3) 電話等により、**24時間常時連絡及び対応が可能な体制**とする。

第6条 [指定訪問看護の内容]

1 訪問看護の内容は次のとおりとする。

(1) 病状・障害の観察

(2) 清拭・洗髪等による清潔の保持

(3) 食事及び排泄など日常生活の世話

(4) 褥瘡の予防・処置

(5) リハビリテーション

(6) ターミナルケア

(7) 認知症患者の看護

(8) 療養生活や介護方法の指導

(9) カテーテルなどの管理

(10) その他医師の指示による医療処置

第7条 [利用料等]

1 訪問看護を提供した利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額によるものとし、当該訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額のうち厚生労働大臣が定める負担割合とする。

2 **死後の処置料：19,800円（税込）**とする。

3 利用者側の都合により連絡なくご不在の場合は、キャンセル料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し利用者の病状の急変等、緊急でやむを得ない事情がある場合は、除く。

当日キャンセル料：3,000円（税込）

- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第8条 〔通常の事業の実施地域〕

通常の事業の実施地域は、福浜・平福・芳泉・甲浦・小串・浦安・福島・南輝・芳田・芳明・岡南・妹尾・藤田・操南・操明の小学校区とする。その他の区域は随時相談に応じる。

第9条 〔緊急時等における対応方法〕

- 1 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告する。

第10条 〔事故発生時等における対応方法〕

- 1 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

第11条 〔虐待防止のための措置〕

- 1 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
 - (2) 従業者に対する虐待の防止の啓発、普及するための研修の実施
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たり、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第12条 〔身体拘束等の原則禁止〕

- 1 事業者は、サービス提供にあたっては利用者の生命又は、身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」など）を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、利用者本人、家族に対し身体拘束の内容、理由、期間などについて説明し同意を得た上で、その容態、時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記載することとする。

第13条 〔業務継続計画の策定等〕

- 1 事業所は感染症や非常災害の発生において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に基づいて必要な措置を講じる者とする。
- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第14条 〔成年後見制度の活用支援〕

事業者は、適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

第15条 〔苦情解決体制の整備〕

- 1 事業者は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、提供した指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に係わる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第16条 〔個人情報の保護〕

事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、医療法人明芳会個人情報規定に基づき適切な取扱いに努める。第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後に第三者に漏らすことはありません。利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

第17条 〔その他運営に関する重要事項〕

- 1 訪問看護ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
- 2 事業者は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- 3 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人明芳会と訪問看護ステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

平成12年4月1日制定

平成20年4月1日改訂

平成22年2月1日改訂

平成23年10月1日改訂

平成25年4月1日改訂

平成26年12月1日改訂

平成27年8月1日改訂

平成28年9月1日改訂

平成30年4月1日改訂

平成30年5月1日改訂

令和2年4月1日改訂

令和6年6月1日改訂

令和8年4月1日改定

この規程は、令和8年4月1日から施行する。